

東 労 基 発 0129 第 2 号  
令 和 3 年 1 月 29 日

各団体  
代表者 殿

東京労働局労働基準部長



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電子申請の一層の普及・促進と労働基準法施行規則等の一部改正に伴う労働基準法等関係の様式の変更の周知について(ご依頼)

日頃より、労働基準行政の推進に格別の御支援と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、都内をはじめ全国で感染者が再び拡大しており、現在は11都府県に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われている状況です。

これまでも電子申請の利用促進についてご案内してまいりましたが、より一層の電子申請の利用促進のため、会員の皆様に対して広く周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、行政手続きにおける押印原則見直しによる労働基準法施行規則等の一部改正に伴い、令和3年4月1日より時間外・休日労働に関する協定届等の様式が改正され、新様式での届出等が必要になりますので、こちらにつきましても上記と同様に会員の皆様に対して広く周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の労働基準法施行規則等の改正は、「行政手続」における届出等の様式について押印又は署名を不要とするものであり、労使協定等労使間の手続きについては、引き続き、記名押印又は署名など労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法で締結していただきますようお願いいたします。

以上、今般の改正趣旨を御理解の上、別添リーフレットを貴会のホームページや会報誌に掲載いただくなどにより、会員の皆様等に広く周知を行っていただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、別添リーフレットの電子媒体は、東京労働局ホームページ(トップ画面>ニュース&トピックス>労働局からのお知らせ>労働基準部からのお知らせ>「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、電子申請をご活用ください」・「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令について」)に掲載していますので、こちらからダウンロードによりご活用ください。

【お問い合わせ先】

東京労働局労働基準部監督課

梶山・長島

電話:03-3512-1612